

# 河内小学校通信

第19号

令和5年9月11日(月)

文責：校長 平塚 学

## 授業参観ありがとうございました

7日(木)は多くの保護者のみなさんに子ども達の授業の様子を参観していただきましてありがとうございました。1・2年、3・4年については、複式での渡りずらしの授業を見ていただくことができました。1・2年生については、常にそのような形での授業を行っているため、見ていただくことができよかったです。

さて、授業参観の子ども達の様子を見ると、笑顔がいっぱいでお母さんやお父さんが来てくれたことの喜びを感じました。お忙しい中、来校していただいたことに感謝いたします。



## 明日は交通教室です

明日12日(火)は秋の交通安全教室です。4年生以上は学校付近の道路を自転車に乗って行うようになります。6区のお子さんについては、朝乗らずに引いてくることとなります。7区と8区のお子さんについては、可能な範囲で車に積んで自転車を運搬していただければと思いますので、よろしくお願いします。また、ヘルメットがないと道路での実習ができませんので、忘れないよう声かけをお願いします。

また、雨天時は自転車での交通安全教室は行いませんので、自転車は必要ありませんので、よろしくお願いします。

# 4年ぶりの家庭教育学級

授業参観後は、家庭教育学級を開催しました。コロナ禍前以来の4年ぶりの開催となりました。今年は、県警 県南少年サポートセンター長の霜鳥佳代子さんを講師としてお迎えしての「スマホ・SNS安全教室」でした。

霜鳥さんからは、結構厳しい話がありました。霜鳥さんが何度も話していたのは、スマートフォンやタブレット、ゲーム機を買い与えた保護者の責任でした。

必ずしてほしいこととして2つ話されていました。

## 1つ目が親子で守れるルール作りをすること。

- スマホやゲームを与える場合、ルールは必須で、
- ・使う場所、使う時間、使っていいとき、課金ルールなどについて一つ一つルールを決めること
  - ・親子で話し合った上でルールを決めることが大切であること
  - ・ルールはすぐできるものではなく、ちょっとがんばればできるルールにすること
  - ・定期的にルールについての話し合いをすること
  - ・ルールを破ったときの罰則も話し合うこと
  - ・ルールを守れなかったときは必ず罰則を実行すること等の話がありました。

## 2つ目は、必ずフィルタリングをかけること。

今はスマートフォンを契約する時、使用者の年齢に合わせてフィルタリングをかけることになっているので、絶対に外さないでほしいと話されていました。また、注意が必要なこととして、保護者のスマートフォンを子どもに使わせる時。おとなが使っていることとなっているため、フィルタリングはかかっていないし、課金の年齢制限もないため、大変危険な状態で使わせていることを自覚し、子どもに使わせるなら、フィルタリングなどをかけてほしいと話されていました。



## 与える前のルール作りを！

- スマホ、ゲームを与える場合、ルールは必須です。
- ルールは一方的なものではなく、親子で話し合った上で決めることが大切です。

例

- 使う場所：リビング（トイレ、お風呂はNG）
- 使う時間：午後8時まで、1日2時間
- 使っていい時：やるべきことが終わってから
- そのほか：課金は相談する、ボイスチャットはオフ
- 罰則：翌日は使えない、△日間没収

## 3 被害者・加害者を出さないために『大人』が出来ること

- スマホ等を利用する際、**フィルタリングは必ず利用**し、安易に外さず、**アプリを選択して使用出来る設定を利用**する

被害に遭った児童の9割以上が被害当時、**フィルタリングを利用していません！**

フィルタリングを外したスマホ等を与えることは、**わいせつ画像・動画、自殺の手段等の情報、薬物情報などを与えていることと同じです**



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。